

平成24年度 第1回岡山県急性心筋梗塞医療連携体制検討会議

日 時:平成24年8月21日(火)

19:00~20:50

場 所:ピュアリティまきび 「飛鳥」

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会長及び副会長選出

4 議 題

(1) 岡山県急性心筋梗塞医療連携会議の公開について

(2) 岡山県急性心筋梗塞医療連携体制の整備状況について

(3) 岡山県急性心筋梗塞地域連携クリティカルパスの策定について

(4) ワーキング委員の選考について

(5) その他

5 閉 会

岡山県急性心筋梗塞医療連携体制検討会議 出席者名簿

(委員)

所 属・職 名	氏 名	備考
岡山県薬剤師会副会長	赤 澤 昌 樹	
岡山大学病院 循環器内科 教授	伊 藤 浩	
津山中央病院 循環器科部長	岡 岳 文	
岡山県看護協会 常務	檜 原 美恵子	
倉敷中央病院心臓病センター 循環器内科 主任部長	門 田 一 繁	
川崎医科大学附属病院 循環器内科 医長	川 元 隆 弘	
総合病院岡山赤十字病院 循環器内科部長	佐 藤 哲 也	
日本健康運動指導士会 岡山県支部長	田 原 秀 二	
岡山県医師会 理事	道 明 道 弘	
岡山県真庭保健所 所長	徳 山 雅 之	
岡山県病院協会 理事	難 波 義 夫	
国立病院機構岡山医療センター 栄養管理室長	細 川 優	
国立病院機構岡山医療センター 循環器科医師	宗 政 充	
心臓病センター柳原病院 循環器内科医長	瀧 波 裕 之	山本桂三委員の代理
岡山県理学療法士会	湯 口 聡	

(五十音順)

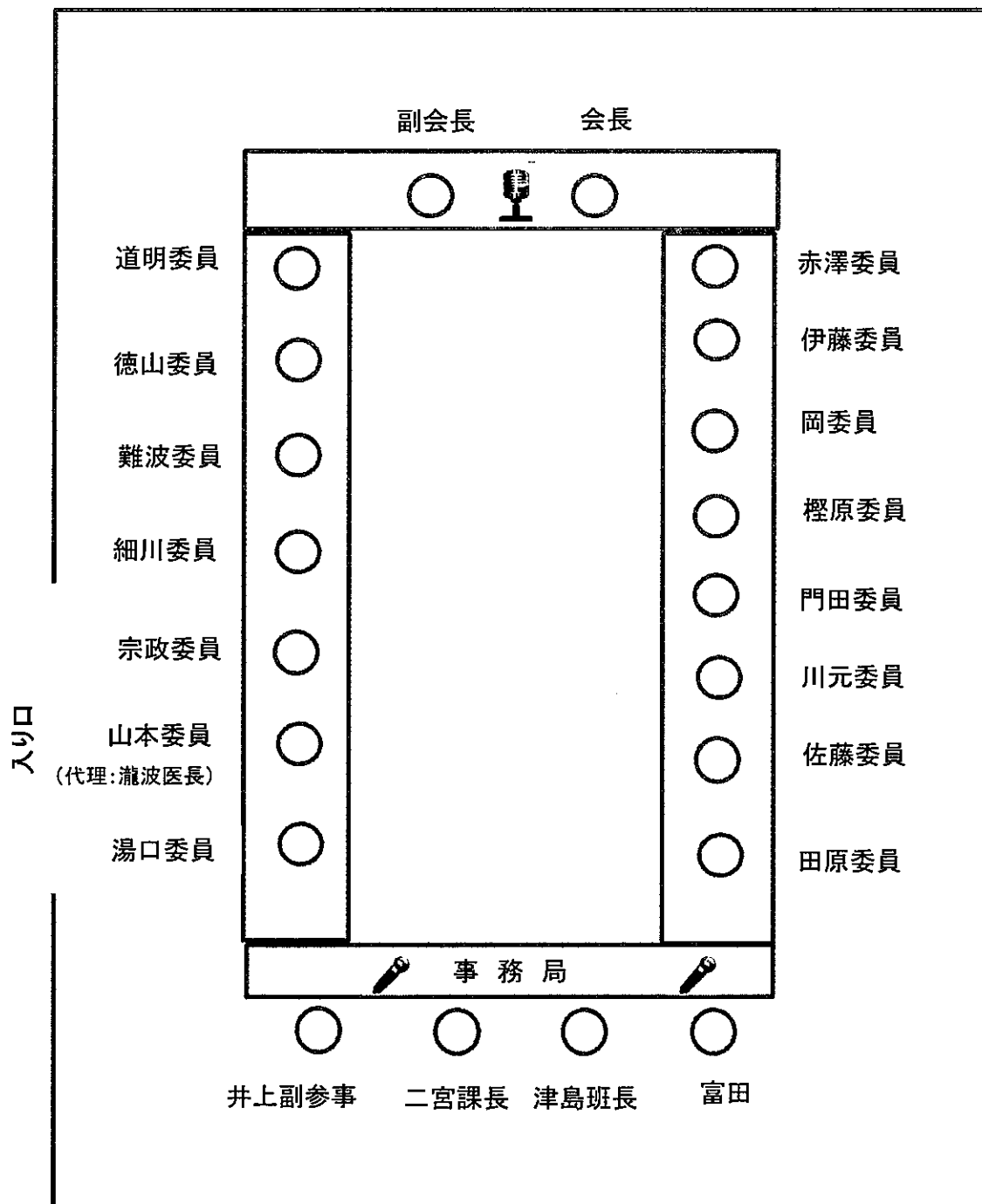
(事務局)

所 属・職 名	氏 名	備考
岡山県保健福祉部医療推進課 課長	二 宮 忠 矢	
岡山県保健福祉部医療推進課 総括副参事	津 島 孝 志	
岡山県保健福祉部医療推進課 副参事	井 上 五 月	
岡山県保健福祉部医療推進課 主幹	富 田 辰 郎	

平成24年度 第1回岡山県急性心筋梗塞医療連携体制検討会議 席表

日時:平成24年8月21日(火)19:00~20:50

場所:ピュアリティまきび 3階「飛鳥」



岡山県急性心筋梗塞医療連携体制検討会議設置要綱

(目的)

第1条 岡山県保健医療計画に基づき、急性心筋梗塞の急性期・回復期・在宅等における継続的な診療や服薬、運動等の生活指導など、患者が安心できる生活を支援するため、心筋梗塞医療等に関わる多職種協働による医療提供体制を整備することを目的とした、岡山県急性心筋梗塞医療連携体制検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、急性心筋梗塞の医療に係る次の事項について協議する。

- (1) 地域連携クリティカルパスに関すること。
- (2) 疾病の経過等に応じて医療機関に求められる医療機能等の具体的な要件に関すること。
- (3) 連携の推進状況を把握するための指標（目標とする指標を含む。）に関すること。
- (4) その他急性心筋梗塞の医療推進に必要な事項。

(組織)

第3条 検討会議は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、医療関係者、消防関係者等で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(部会)

第7条 検討会議は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月20日から施行する。

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

審議会等の設置及び運営等に関する指針

平成22年3月9日

1 趣旨

この指針は、審議会等の適正な設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

2 審議会等の定義

審議会等とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）及び有識者等から意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等をいう。

ただし、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等のうち、行政機関などの関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたものは除外する。

3 設置等

(1) 新設

新たな審議会等の設置は、類似又は関連する既存の審議会等の活用等による対応を十分検討したうえで、真に必要な場合に限ることとし、新たに設置する場合でも所掌事項をできるだけ広範囲となるようにする。

また、要綱等により審議会等を設置する場合は、次の事項に留意する。

- ・ 目的の達成又は時限の到来等をもって廃止できるよう原則として終期を定めること。
- ・ 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されない名称とすること。

なお、新たに設置する場合は、あらかじめ総務部行政改革推進室と協議を行う。

(2) 整理統合等

次のいずれかに該当するものについては、法律に設置義務があるなどの場合を除き、毎年度、法令の改廃の動向や事務内容の変化等を的確に把握するなど検証を行いながら、廃止又は統合を行うなど整理合理化に努める。

- ・ 所期の目的を達したもの
- ・ 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- ・ 他の行政手段等で対応可能なもの
- ・ 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるもの（過去5年間の開催実績の平均が年1回未満のもの又は前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- ・ 当該審議会等のほかにも類似の目的を持つ審議会等があり、独立して設置する意義が薄れているもの
- ・ 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれるなど、形式的で設置効果が乏しいもの

(3) 名称等の公表

審議会等の事務局を担当する課室の長は、設置している審議会等について、名称、設置根拠、所掌事務等の概要を県のホームページに掲載する。

4 委員の任命

(1) 委員構成等

ア 委員数と年齢構成

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会等の運営を行うため、委員数は必要最小限となるよう努めることとし、原則として15人以内とする。

また、各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、適切な年齢構成となるよう努める。

イ 女性委員の積極的な登用

男女双方の意見を広く県政に反映させるため、本県の男女共同参画の促進に関する基本的な計画に掲げる目標値に沿って、女性委員の積極的な登用に努める。

ウ 公募委員の積極的な登用

開かれた県政を推進するため、審議会等の設置目的又は審議等の内容を勘案し、公募委員の登用に努める。

(2) 行政関係者の就任制限

行政が主導する会議運営とならないよう、行政関係職員の委員数は必要最小限とし、審議会当たりの割合は、原則として2割以内とする。

(3) 長期就任の見直し

長期の就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、就任期間を制限することとし、委員任期は再任を含め、原則として10年以内とする。

(4) 重複就任の見直し

重複の就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、欠席や代理出席の増加につながることから、委員選任に当たり、多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮することとし、委員1人当たりの重複就任は、原則として5つ以内とする。

5 運営

審議会等の効果的で効率的な運営を行うため、次の事項に留意する。

- ・ 審議等が形骸化し、行政側からの報告が主になることのないよう活性化を図る。
- ・ 事前に資料を配付するなど、審議等の場において委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を求める等により、審議等の活性化を図る。
- ・ 開催回数は、審議等の内容を勘案のうえ適正なものとし、庁内会議室の活用などにより開催経費の節減を図る。

6 公開等

(1) 公開基準

審議会等における審議等の状況を明らかにし、開かれた県政を進めるため、審議会等の会議は、法令等により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

- ・ 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）（以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議

又は調査等を行う場合

- ・当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(2) 公開又は非公開の決定

審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、6(1)の公開基準に基づき、審議会等において行う。

なお、審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を6(4)の会議の開催周知等で明らかにする。

(3) 公開の方法

審議会等の会議の公開にあたっては、次の事項に留意する。

- ・会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。
- ・公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- ・会議の傍聴者に会議資料を提供することとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供するものとする。
- ・審議会等の長は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 会議の開催周知

審議会等は、会議を開催するにあたっては、開催日の遅くとも1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し事前に県民に周知するとともに、報道機関に情報を提供するよう努める。ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- ・開催の日時及び場所
- ・議題
- ・公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の場合の理由
- ・傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- ・問い合わせ先

(5) 会議資料及び会議録の公開

公開した審議会等の会議資料及び会議録は、県のホームページに掲載する。

また、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開する。

7 その他

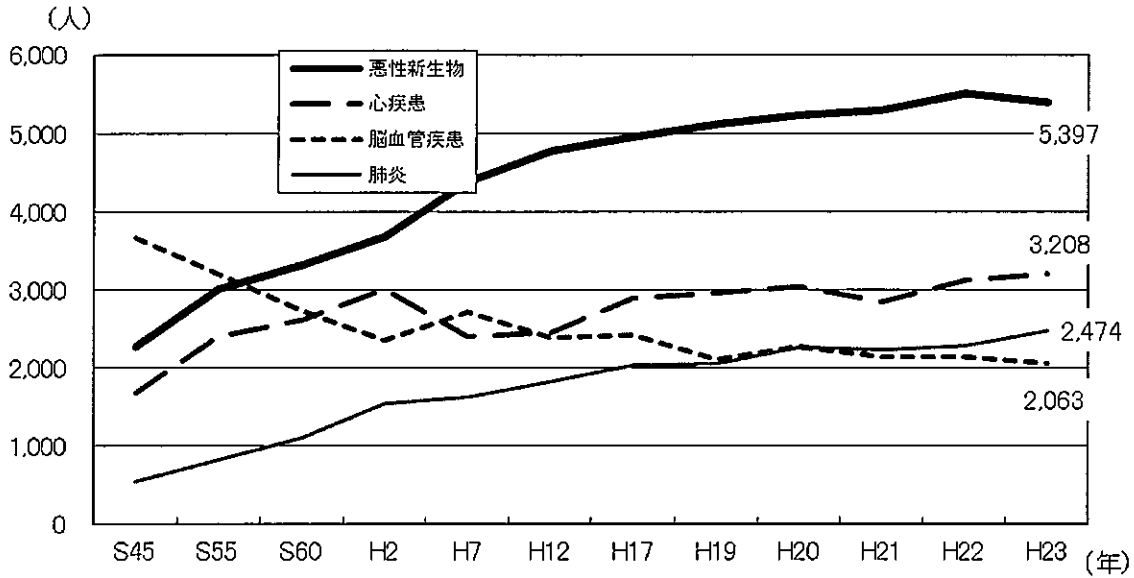
この指針は、平成22年4月1日から施行する。

心疾患の死亡の状況

① 心疾患による死亡の推移

心疾患による死亡数は増加傾向にあり、平成12年以降、岡山県の死亡の第二位である。

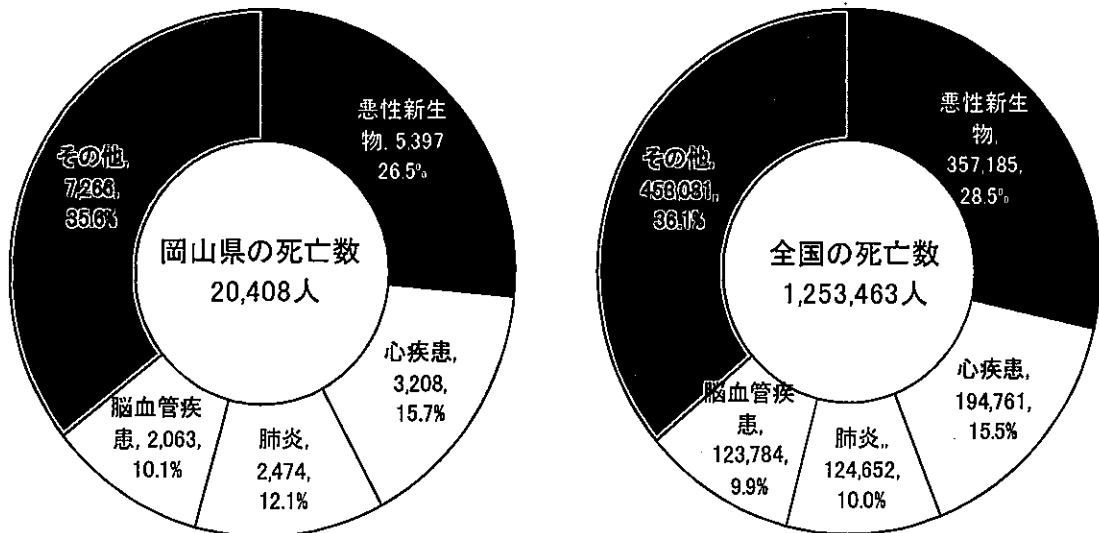
主な死因による死亡数の推移



② 心疾患による死亡の状況

岡山県では、死亡した人の約15%が心疾患で亡くなっている。心疾患による死亡の割合は全国に比べ、ほぼ同じ割合となっている。

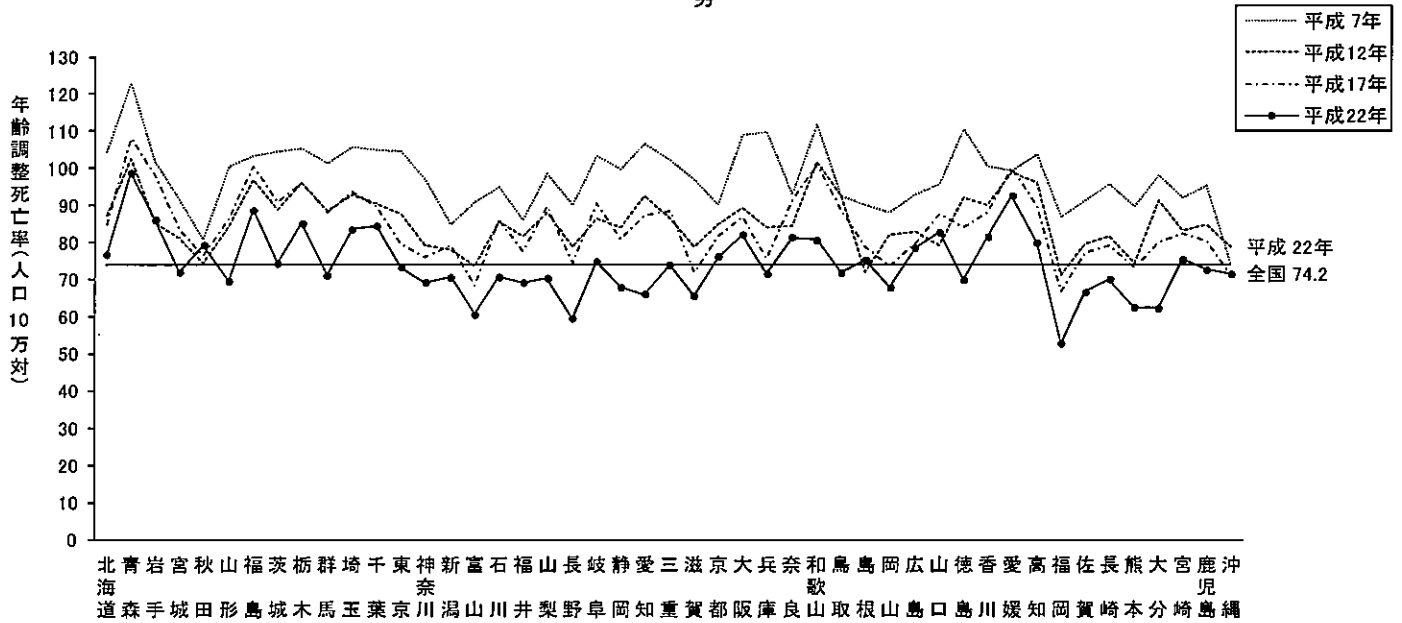
死亡数及び割合 (平成23年)



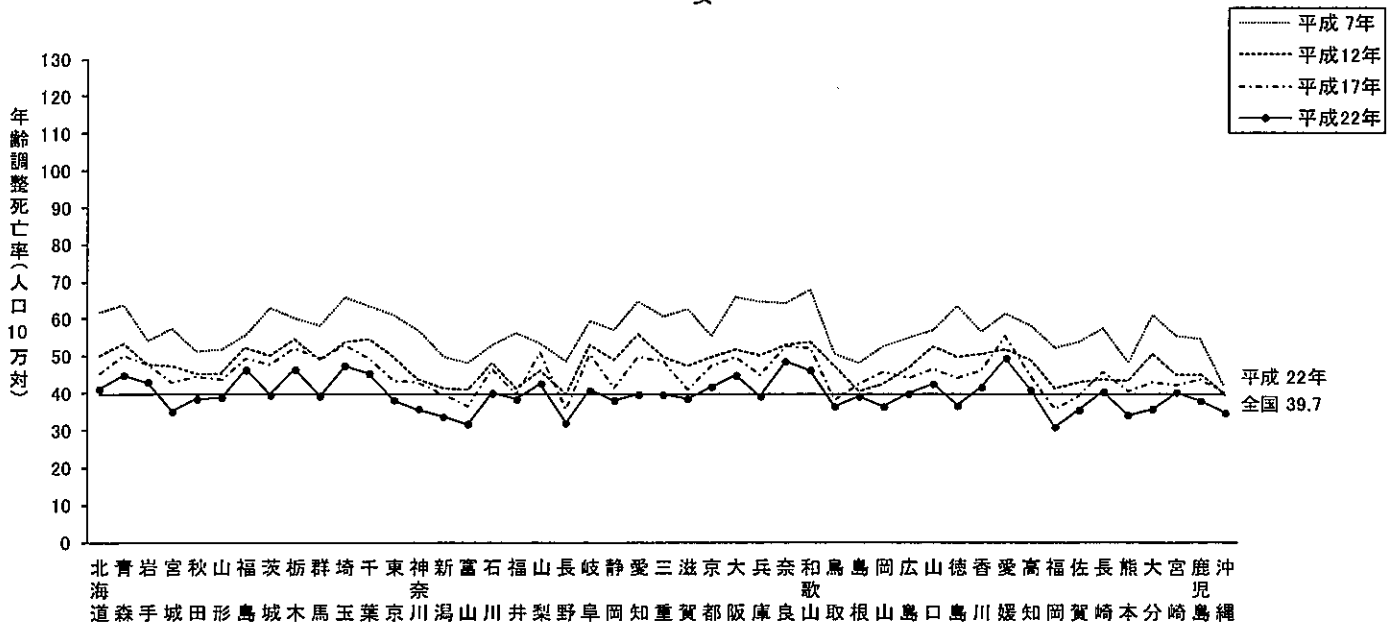
【出典：厚生労働省「平成23年人口動態統計」(概数)】

③ 心疾患の都道府県別年齢調整死亡率の年次比較 —平成7・12・17・22年—

男



女

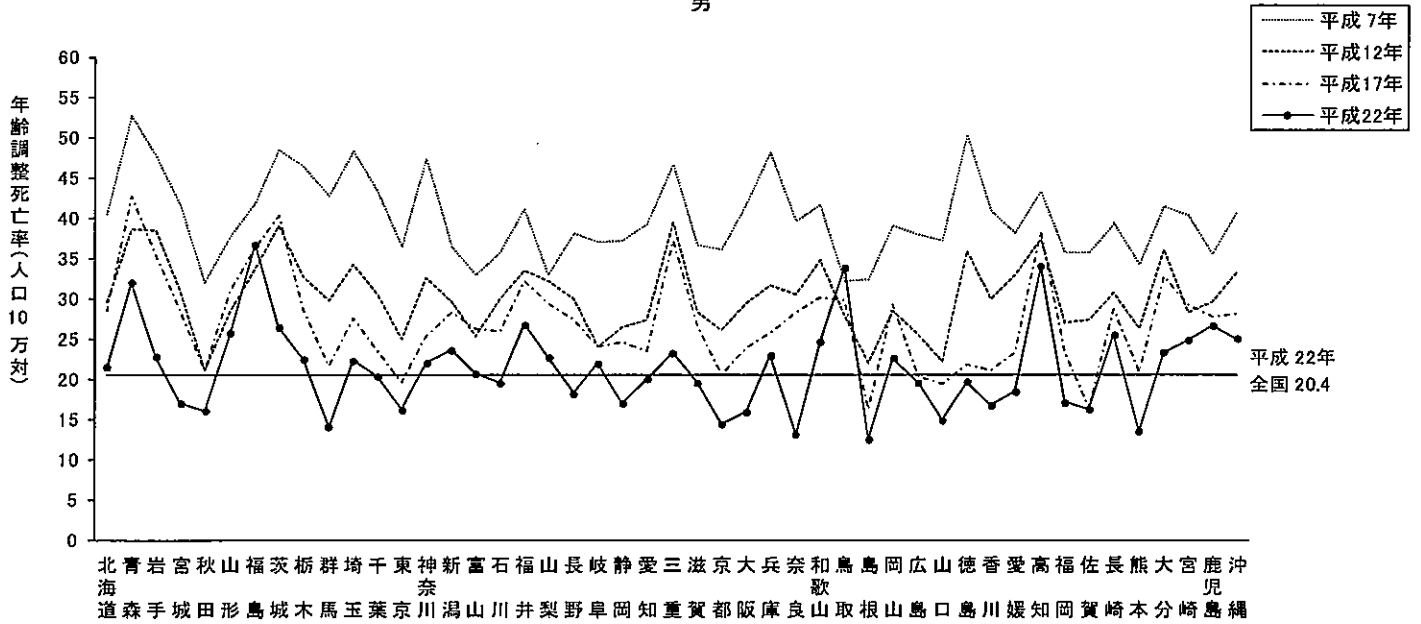


【出典:厚生労働省「都道府県別にみた死亡の状況」】

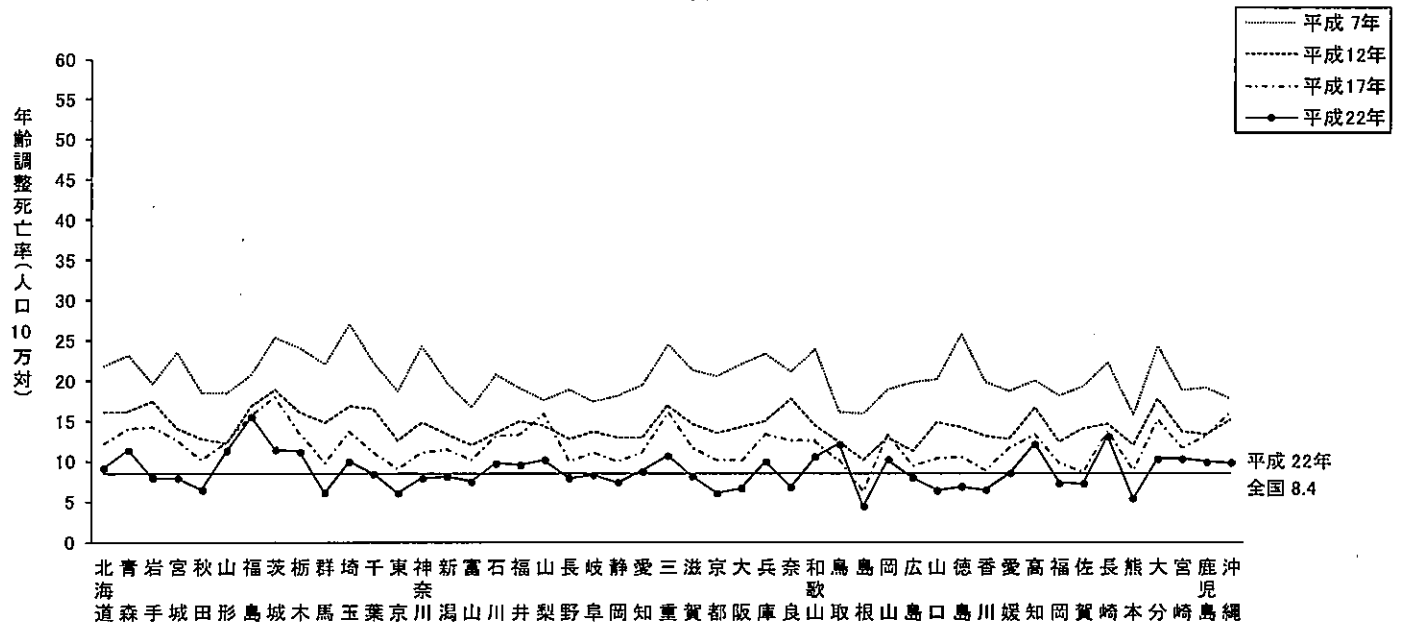
—平成22年都道府県別年齢調整死亡率(業務加工統計)—

④ 急性心筋梗塞の都道府県別年齢調整死亡率の年次比較 —平成7・12・17・22年—

男



女



【出典：厚生労働省「都道府県別にみた死亡の状況」】
—平成22年都道府県別年齢調整死亡率(業務加工統計)—

岡山県保健医療計画（急性心筋梗塞の医療連携体制・医療機関一覧）

疾病の経過	医療圏	所在地	施設種別	医療機関の名称
急性期	県南東部	岡山市	病院	独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター
	県南東部	岡山市	病院	岡山済生会総合病院
	県南東部	岡山市	病院	総合病院岡山赤十字病院
	県南東部	岡山市	病院	岡山大学病院
	県南東部	岡山市	病院	心臓病センター 榊原病院
	県南東部	岡山市	診療所	医療法人岡山ハートクリニック
	県南西部	倉敷市	病院	川崎医科大学附属病院
	県南西部	倉敷市	病院	倉敷中央病院
	津山・英田	津山市	病院	津山中央病院
回復期	県南東部	岡山市	病院	医療法人 岡村一心堂病院
	県南東部	岡山市	病院	独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター
	県南東部	岡山市	病院	総合病院岡山赤十字病院
	県南東部	岡山市	病院	岡山大学病院
	県南東部	岡山市	病院	社会医療法人鴻仁会 岡山中央病院
	県南東部	岡山市	病院	岡山医療生活協同組合 岡山東中央病院
	県南東部	岡山市	病院	心臓病センター 榊原病院
	県南東部	岡山市	診療所	医療法人 岡山ハートクリニック
	県南西部	倉敷市	病院	医療法人創和会 しげい病院
再発予防	県南東部	岡山市	病院	医療法人 岡村一心堂病院
	県南東部	岡山市	病院	財団法人操風会 岡山リハビリテーション病院
	県南東部	岡山市	病院	医療法人自由会 岡山光南病院
	県南東部	岡山市	病院	岡山大学病院
	県南東部	岡山市	病院	社会医療法人鴻仁会 岡山中央病院
	県南東部	岡山市	病院	心臓病センター 榊原病院
	県南東部	岡山市	診療所	医療法人成和会 粟井内科診療所
	県南東部	岡山市	診療所	医療法人 岡山ハートクリニック
	県南東部	岡山市	診療所	医療法人 せとうちクリニック
	県南東部	岡山市	診療所	医療法人清屋会 高屋クリニック
	県南東部	岡山市	診療所	谷野内科循環器科クリニック
	県南東部	岡山市	診療所	藤本循環器内科クリニック
	県南東部	玉野市	病院	医療法人社団恵誠会 大西病院
	県南東部	玉野市	診療所	医療法人 近藤医院
	県南東部	玉野市	病院	玉野三井病院
	県南東部	備前市	病院	備前市国民健康保険市立日生病院
	県南東部	瀬戸内市	病院	瀬戸内市立瀬戸内市民病院
	県南東部	瀬戸内市	診療所	医療法人仁生会 長田医院
	県南西部	倉敷市	病院	倉敷記念病院
	県南西部	倉敷市	病院	財団法人淳風会 倉敷第一病院
	県南西部	倉敷市	病院	医療法人創和会 しげい病院
	県南西部	倉敷市	病院	医療法人エム・ピー・エヌ 武田病院
	県南西部	倉敷市	診療所	医療法人和楽会 野上内科医院
	県南西部	倉敷市	診療所	八王子内科クリニック
	高梁・新見	新見市	病院	医療法人社団思誠会 渡辺病院
	高梁・新見	新見市	診療所	社会医療法人哲西会 哲西町診療所
	真庭	真庭市	病院	医療法人社団井口会 総合病院落合病院

備考)この一覧は、医療圏順、市町村順、施設種別順、五十音順に並べています。

医療機関の詳細は情報は、おかやま医療情報ネット(<http://www.qq.pref.okayama.jp/>)で検索してください。

急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス策定スケジュール（案）

検討会議等予定	
5月	<u>事前準備</u> ① 「岡山県急性心筋梗塞医療連携体制検討会議」設置要綱の改正 ② 委員選考・推薦依頼 ③ 検討会議用資料の作成・情報収集
6月	
7月	
8月	<u>第1回検討会議の開催（8月21日 ピュアリティまきび）</u> ① 岡山県急性心筋梗塞地域連携クリティカルパスの策定について ② ワーキング委員の選考について 等
9月	
10月	<u>第1回ワーキングの開催</u> ① 岡山県急性心筋梗塞地域連携クリティカルパスの策定検討 ↓ （素案作成まで必要に応じて開催）
11月	<u>第2回検討会議の開催</u> ① 岡山県急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス素案の検討・認定 ② 医療従事者向け普及啓発方法の検討 等
12月	
1月	（パス、普及用ポスター、ちらし等の作成）
2月	
3月	

（参考） 脳卒中：H19年度、パス開発検討委員会とパス検討ワーキンググループを設置して策定。

糖尿病：H20年度、岡山済生会総合病院のパスを元に検討会議で策定。ワーキンググループは設置せず。

がん：H22年度策定。今年度は緩和ケアのパスを策定予定

(案)

医推第 号
平成24年 月 日

各 岡山県急性心筋梗塞医療連携体制
検討会議委員の所属長 あて

岡山県保健福祉部医療推進課
課長 二宮 忠矢

岡山県急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス検討ワーキンググループ
メンバーの推薦について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、急性心筋梗塞の医療連携につきましては、急性期・回復期・再発予防の経過に応じ、多職種協働による切れ目のない医療等を提供できるよう地域連携クリティカルパスの運用が重要です。

岡山県では広域で多くの医療機関等が円滑に連携できるよう、岡山県急性心筋梗塞医療連携体制検討会議において全県統一の地域連携クリティカルパスの策定を行うこととし、同会議にワーキンググループを設置することとなりました。

つきましては、貴機関・団体よりワーキングメンバーを1名御推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 名称・職名：
岡山県急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス検討ワーキンググループ
ワーキングメンバー
- 2 開催場所： (岡山市内)
- 3 依頼機関： 平成24年9月～12月
- 4 開催回数： 2～3回程度
- 5 ワーキンググループの所掌事務内容：
地域連携クリティカルパスの統一に向けた検討

岡山県保健福祉部医療推進課

[担当：津島・富田]

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

Tel : 086-226-7321 Fax : 086-224-2313

岡山県急性心筋梗塞クリティカルパスワーキンググループメンバー（案）

氏名	ワーキングの役割	所属・職名	検討会議委員
		岡山県薬剤師会	赤澤昌樹
		岡山大学病院	伊藤浩
		津山中央病院	岡岳文
		岡山県看護協会	樫原美恵子
		倉敷中央病院心臓病センター	門田一繁
		川崎医科大学附属病院	川元隆弘
		総合病院岡山赤十字病院	佐藤哲也
		日本健康運動指導士会	田原秀二
		岡山県医師会	道明道弘
		岡山県保健所長会	徳山雅之
		岡山県病院協会	難波義夫
		岡山県栄養士会	細川優
		国立病院機構岡山医療センター	宗政充
		心臓病センター榊原病院	山本桂三
		岡山県理学療法士会	湯口聡
二宮忠矢	事務局	岡山県保健福祉部医療推進課 課長	
津島孝志	事務局	岡山県保健福祉部医療推進課 総括副参事	
井上五月	事務局	岡山県保健福祉部医療推進課 副参事	
富田辰郎	事務局	岡山県保健福祉部医療推進課 主幹	